

災害対策等緊急事業推進費の対象とする農村振興局所管事業について

平成23年4月1日付け22農振第2396号

最終改正 平成30年3月30日付け29農振第3028号

各 地 方 農 政 局 長  
 国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長  
 内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長  
 北 海 道 知 事  
 独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構 理 事 長 } 殿

農林水産省農村振興局長

災害対策等緊急事業推進費（以下「推進費」という。）は、災害対策等緊急事業推進費取扱要領（平成23年3月31日付け国計調第40号国土交通省国土計画局長通知。以下「取扱要領」という。）により、国土交通省から事業所管府省に移し替えて執行されるものである。

取扱要領においては、農林水産省農村振興局所管事業として、次の表の「取扱要領別表1に掲げる対象事業」欄及び「取扱要領別表第2に掲げる対象事業」欄にそれぞれ掲げられる事業が規定されているが、各対象事業ごとに農村振興局において推進費を執行する場合の事業は同表の「農村振興局所管事業」欄に掲げ、また、各対象事業ごとの当該所管事業の実施に際しての国庫負担率、国庫補助率は同表の「事業交付要綱等」欄に掲げる規定によるものとする。

取扱要領別表1に掲げる対象事業		農村振興局所管事業	事業交付要綱等
直轄事業	海岸保全施設整備事業	海岸保全施設整備事業	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第6条第1項及び第26条第1項
補助事業	海岸保全施設整備事業	高潮対策事業	農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱（昭和33年9月30日付け33農地第3731号）別表1の事業の欄に掲げる1海岸保全施設整備事業のうち(2)高潮対策事業に要する経費
		侵食対策事業	農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱（昭和33年9月30

			日付け33農地第3731号) 別表1の事業の欄に掲げる1海岸保全施設整備事業のうち(1)侵食対策事業に要する経費
直轄事業	農業農村整備事業	かんがい排水事業	国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付元構改D第532号)第2及び第8
		農用地再編整備事業	国営農地再編整備事業実施要綱(平成7年4月1日付7構改D第157号)第4及び第8
			国営緊急農地再編整備事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2056号)第3及び第7
		総合農地防災事業	国営総合農地防災事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第486号)第2及び第3
	地すべり対策事業	地すべり対策事業	農地保全に係る直轄地すべり防止工事の実施について(平成13年3月30日付け12農振第2008号)第2及び地すべり等防止法(昭和33年3月31日法律第30号)第28条第1項
補助事業	農業農村整備事業	農道整備事業	土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知。以下同じ。)別表の事業等の欄に掲げる(1)都道

	府県が行う農道整備事業のうち1基幹農道整備事業及び2一般農道整備事業
諸土地改良事業	土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄に掲げる(2)都道府県が行う諸土地改良事業のうち畑地かんがい推進モデルほ場設置事業
水資源機構かんがい排水事業	独立行政法人水資源機構法(平成14年12月18日法律第182号)第12条第1項第1号及び独立行政法人水資源機構かんがい排水事業費補助金交付要綱(平成15年10月1日付け15農振第1411号)第2
農業競争力強化農地整備事業	土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄に掲げる(9)都道府県、市町村、農業者団体及び公募団体が行う農業競争力強化農地整備事業、市町村及び土地改良区等が行う農業競争力強化農地整備事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業のうち事業等又は補助対象事業の区分の欄に掲げる1農地整備事業、3草地畜産基盤整備事業及び5農業基盤整備促進事業
農地中間管理機構関連農地整備事業	土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の

		欄に掲げる(10)都道府県が行う農地中間管理機構関連農地整備事業、市町村及び土地改良区等が行う農地中間管理機構関連農地整備事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業のうち事業等又は補助対象事業の区分の欄に掲げる1農地整備事業
	水利施設等保全高度化事業	土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄に掲げる(11)都道府県が行う水利施設等保全高度化事業、市町村及び土地改良区等が行う水利施設等保全高度化事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業
	農村地域防災減災事業	農地防災事業等補助金交付要綱(昭和31年8月30日付け31農地第4122号)別表の事業の欄に掲げる(5)農村地域防災減災事業(i地すべり対策事業は除く。)
	地すべり対策事業	農地防災事業等補助金交付要綱(昭和31年8月30日付け31農地第4122号)別表の事業の欄に掲げる(5)農村地域防災減災事業のうちi地すべり対策事業の(a)地すべり防止工事

取扱要領別表 2 に掲げる対象事業		農村振興局所管事業	事業交付要綱等
補助事業	農業農村整備事業	農道整備事業	土地改良事業関係補助金 交付要綱別表の事業等の 欄に掲げる(1)都道府県 が行う農道整備事業のう ち1 基幹農道整備事業及 び2 一般農道整備事業

附 則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度までに採択された土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について(平成26年3月28日付け25農振第2273号農林水産事務次官依命通知)による改正前の土地改良事業関係補助金交付要綱別表の事業等の欄に掲げる(11)都道府県が行う戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業、市町村、土地改良区、都道府県知事が適当と認める事業指定法人その他の者が行う戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業に要する経費に対し都道府県が補助する事業については、なお従前の例により災害対策等緊急事業推進費を使用することができる。

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。